

埼玉県加須農林振興センター 農業農村整備工事に係る技術審査会設置要綱

(目 的)

第1 埼玉県加須農林振興センターが発注する工事等に総合評価落札方式を適用するに当たり、その審査の公正を期するため技術審査会を設置する。

(所掌事務)

第2 技術審査会は、総合評価落札方式の適用にあたり、次に掲げる事項を審査し決定する。

- (1) 埼玉県総合評価小委員会に諮る落札者決定基準（総合評価のタイプ、選択評価項目の選定等）
- (2) 落札者（落札候補者）の決定
- (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 加須農林振興センター副所長兼農村整備部長
- (2) 副会長 加須農林振興センター担当部長（県営担当部長）
- (3) 委 員 加須農林振興センター担当部長（整備支援・管理担当）
加須農林振興センター担当部長（工事管理・事業調整担当）
加須農林振興センター担当課長（工事を所掌する）

2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(運 営)

第4 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

3 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

4 会議は、非公開とする。

(事務局)

第5 事務局は、埼玉県加須農林振興センター農村整備部に置く。

(その他)

第6 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って会長がこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。